

# これまでの経緯と今後

平成9年に改訂された河川法では、「治水」「利水」にくわえて「河川環境の整備と保全」が目的に追加され、今後20～30年間の具体的な河川整備内容を示す「河川整備計画」を決定するに当たり、住民の意見を反映させ、学識経験者や自治体の意見を聴くことが定められました。

この改正河川法の趣旨に基づき淀川水系では、学識経験者を有する人や地域の特性にくわしい人からなる「淀川水系流域委員会」を組織し、今後の淀川、猪名川の整備のあり方について検討を行っていただき、平成15年1月17日、「新たな河川整備をめざして—淀川水系流域委員会 提言—」をいただきました。

委員会の運営は、国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）から独立して委員が自主的に行い、会議および会議資料、議事録等はすべて公開し、あらゆる機会を通して幅広い意見を収集するなど、これまで例を見ない方法で進められました。近畿地方整備局は、この「提言」を受けて、余野川ダム計画の見直しを検討してきました。その結果を5月16日の委員会に説明しました。

そこで、余野川ダム計画の見直し（案）を住民のみなさんにも説明し、意見交換をする場を設けることとしました。

## 河川法の改正の流れ

明治 29  
1896

近代河川制度の誕生

治水

昭和 39  
1964

治水・利水の体系的な制度の整備  
●水系一貫管理制度の導入  
●利水関係規定の整備

治水 + 利水

平成 9  
1997

治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備  
●河川環境の整備と保全  
●地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入

治水 + 利水 + 環境

## 淀川水系河川整備計画策定の流れ

流域に生じた私たちが生活する中で反映されていく意見を聴きあう

淀川水系流域委員会  
平成13年2月スタート

住民、自治体等から意見聴取

国土交通省近畿地方整備局へ  
「新たな河川整備をめざして—淀川水系流域委員会 提言—」

淀川水系河川整備計画策定にむけての  
説明資料

流域委員会から意見聴取

住民、自治体等から意見聴取

淀川水系河川整備計画原案

流域委員会から意見聴取

住民、自治体等から意見聴取

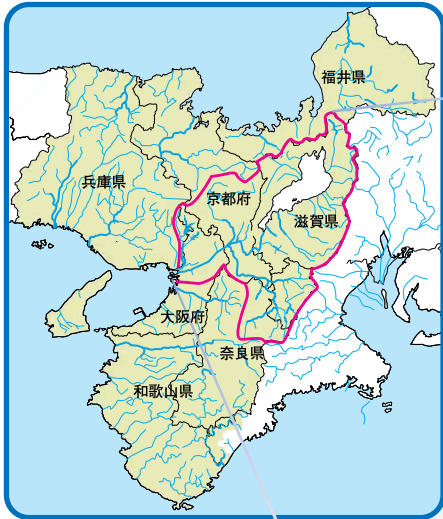
淀川水系河川整備計画決定



国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所  
国土交通省 近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所

お問い合わせは…猪名川河川事務所 河川整備計画説明会 係 TEL.072-751-1111  
猪名川総合開発工事事務所 河川整備計画説明会 係 TEL.072-725-1081

# 淀川水系流域図



## 対象範囲

本計画では、淀川水系の指定区間外区間（大臣管理区間）を計画対象とする。ただし、計画策定上必要となるその他の区間、流域についても言及する。

- 完成ダム（国土交通省、水資源開発公団）
- 事業中ダム（国土交通省、水資源開発公団）
- 大臣管理区間
- 府県境界

## 淀川流域

## 猪名川流域

## 琵琶湖流域



昭和35年

河川の  
付け替え



平成元年



昭和58年9月 網延橋付近



三ヶ井井堰



下河原ワンドで遊ぶ子供たち



河川情報表示板



オギの群生



ボランティアによる河川清掃



ゴミの投棄



一庫ダムの濁水